

第2次湯沢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の概要

1. 計画の基本的事項

(1) 策定の背景

- 世界では、平成17年の「京都議定書」の発効及び平成27年12月の「パリ協定」により、地球温暖化について今後目指すべき社会像として、平均気温の上昇を1.5℃に抑えるための努力を追求することが急務であるとしております。
- 国内では、令和3年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」により、温室効果ガスの削減目標を2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で46%削減、2050年度（令和32年度）での二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しております。

(2) 計画の目的と位置付け

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、地方公共団体の事務事業における温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための計画策定が義務付けられています。市民や事業者の模範となることが求められていることから、国の地球温暖化対策計画に準じて、湯沢市役所が直接行う事務事業に関し本計画を策定します。

(3) 計画の期間

- 2022年度（令和4年度）から2030年度（令和12年度）までの9か年とします。

(4) 基準年度

- 最新の調査を行った2020年度（令和2年度）とします。



2. 温室効果ガスの削減目標及び排出状況

(1) 削減目標

『エネルギー消費に由来する二酸化炭素排出量を30%削減』

(2) エネルギー使用に伴う二酸化炭素（CO₂）の削減目標

エネルギーの種類	2020年度 (令和2年度) 調査値	2030年度 (令和12年度) 目標値	削減目標 (30%減)	目標設定の考え方
電気(kWh)	9,121,882	6,385,317	▲2,736,565	施設数・利用の適正化、照明設備のLED化等
ガソリン(L)	84,510	59,157	▲25,353	エコドライブの実践やCEVへの買い替え、台数の適正化
軽油(L)	112,262	78,583	▲33,679	エコドライブの実践やCEVへの買い替え、台数の適正化
灯油(L)	724,124	506,887	▲217,237	施設数・利用の適正化
A重油(L)	246,500	172,550	▲73,950	施設数・利用の適正化
LPガス(kg)	84,556	59,189	▲25,367	施設数・利用の適正化
二酸化炭素 排出量(t-CO ₂)	7,914.64	5,540.24	▲2,374.40	

3. 削減目標達成のための取組

方針1：公共施設における低炭素化の推進

①施設改修等

- 公共施設における効率的なエネルギー活用
- 公共施設の統廃合
- CO₂排出係数の低い電力への切替え
- エネルギーの見える化
- LED照明への切替え

②機器の運用対策等

- 空調設備
- 照明器具
- 情報機器
- その他の事務機器

方針2：エネルギー自己調達の推進

- 環境に配慮したエネルギーの調達
- 分散型エネルギーシステム構築の検討

方針3：車両対策の推進

- 公用車のCEVへの更新と導入の促進
- エコドライブの推進
- 公用車の適正利用

方針4：ごみの減量・リサイクル（3R）の推進

- ごみ焼却量の減量化及びリサイクル率向上
- 食品ロスの削減

方針5：職員による環境マネジメントの強化

- 職員の環境意識の向上
- グリーン購入の推進
- クールビズ及びウォームビズの実施
- 業務時間の適正化
- 水道使用量の抑制
- ペーパーレスの推進
- Web会議の推進

方針6：その他における地球温暖化対策

- 森林整備による温室効果ガス削減
- 緑の保全及び創出



4. 計画の推進

(1) 推進体制

- 本計画は、湯沢市地球温暖化対策実行計画策定会議を基本として推進します。

(2) PDCAサイクルによる進行管理

- 計画 (Plan) ⇒ 実行 (Do) ⇒ 点検・評価 (Check) ⇒ 改善 (Act) という、PDCAサイクルに基づき進行管理を行い、継続的な推進・改善を図ります。